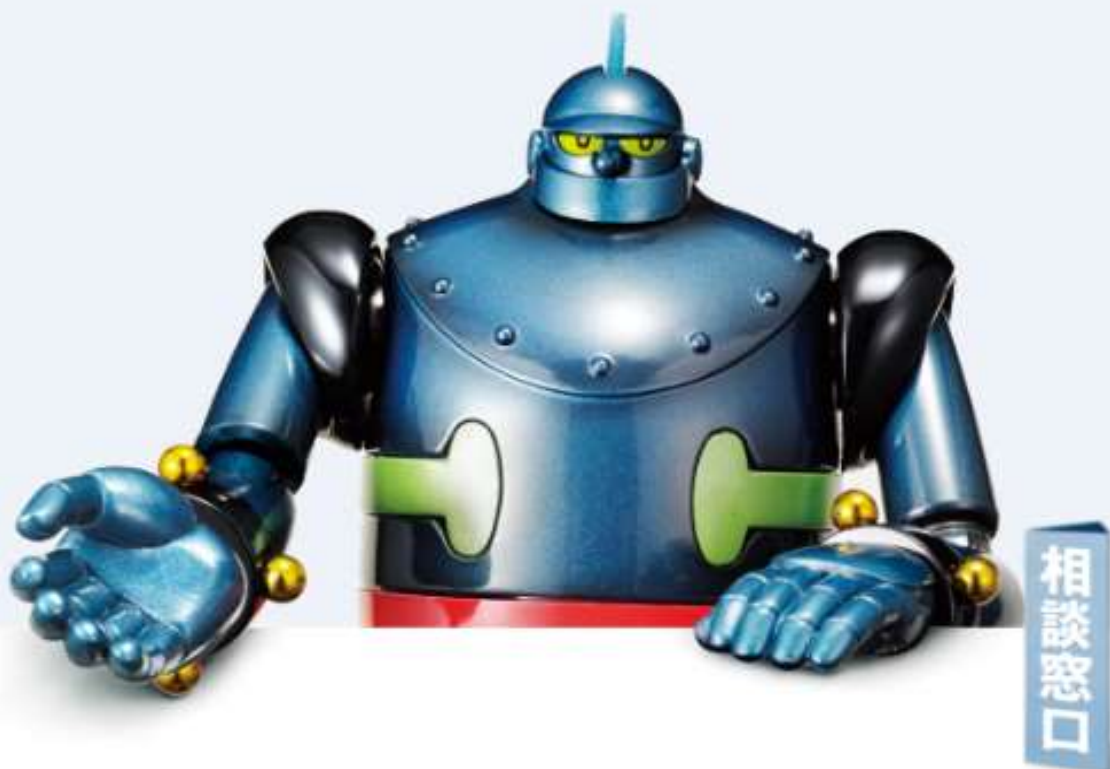


中小企業・小規模事業者のみなさまへ



事業承継に関する保証制度のご案内

©光プロダクション

- | | |
|---------------|---------------|
| ○創業者・事業承継支援資金 | ○特定経営承継関連保証 |
| ○経営承継関連保証 | ○特定経営承継準備関連保証 |
| ○経営承継準備関連保証 | ○事業承継サポート保証 |

事業承継に係る制度概要

- 創業者・事業承継支援資金
 ○特定経営承継関連保証
- 経営承継関連保証
 ○特定経営承継準備関連保証
- 経営承継準備関連保証
 ○事業承継サポート保証

●創業者・事業承継支援資金（事業承継支援貸付）
 ・低金利、低保証料率で幅広く事業承継を支援します。（沖縄県融資制度）

融資対象者	【融資対象①】 ●都道府県知事の認定を受けた <u>中小企業者(法人・個人事業者)</u> ●都道府県知事の認定を受けた <u>中小企業者の代表者</u>		【融資対象②】 沖縄県事業引継ぎ支援センター又は 認定経営革新等支援機関の支援を受けて 策定した事業承継計画に基づき事業承継 を行うもの
資金使途	【認定を受けた中小企業者(法人・個人事業者)】 ・議決権株式の取得資金 ・事業用資産の取得資金 ・事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ・遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う 価格弁償資金 ・運転資金 等	【認定を受けた中小企業の代表者】 ・議決権株式の取得資金 ・事業用資産の取得資金 ・事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ・遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う 価格弁償資金 ・認定中小企業者の事業活動の継続に特に 必要な資金 等	・運転、設備資金
保証金額	8,000万円【別枠】	8,000万円【一般枠】	
保証期間	運転資金10年(据置1年) 設備資金15年(据置1年)		
信用保証料	0.35%~0.75%		

●経営承継関連保証

・都道府県知事の認定を受けた事業者(法人・個人)は、通常枠とは別枠にて利用できます。

融資対象者	都道府県知事の認定を受けた中小企業者(法人・個人事業者)
資金使途	・議決権株式の取得資金 ・事業用資産の取得資金 ・事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ・遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 ・運転資金 等
保証金額	2億8,000万円【別枠】 (有担保2億円 無担保8,000万円)
保証期間	運転資金10年(据置1年) 設備資金15年(据置1年)
信用保証料	0.45%~1.90%

●経営承継準備関連保証(M&Aに活用)

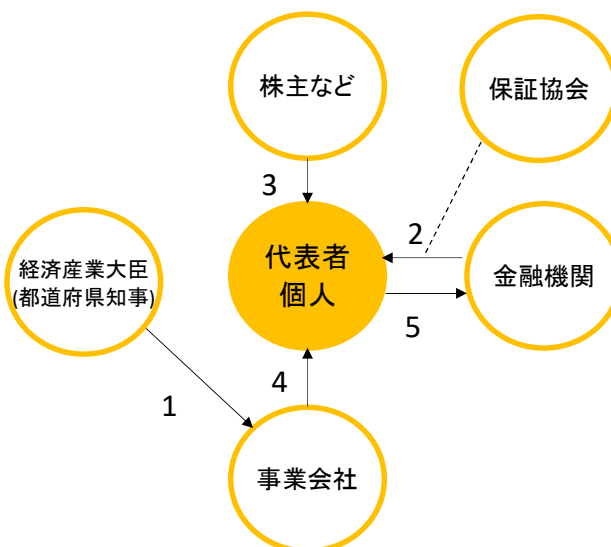
・都道府県知事の認定を受けた事業者(法人・個人)が、後継者確保等が困難で事業継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行う際に利用できます。

融資対象者	都道府県知事の認定を受けた中小企業者(法人・個人事業者)
資金使途	・株式等の取得資金 ・事業用資産等の取得資金
保証金額	2億8,000万円【別枠】 (有担保2億円 無担保8,000万円)
保証期間	運転資金10年(据置1年) 設備資金15年(据置1年)
信用保証料	0.45%~1.90%

●特定経営承継関連保証

・都道府県知事の認定を受けた事業者の代表者(後継者)が事業承継に必要な資金を利用できます。

融資対象者	都道府県知事の認定を受けた中小企業者の代表者
資金使途	・株式等の取得資金 ・事業用資産の取得資金 ・事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ・遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 ・運転資金 等
保証金額	2億8,000万円【一般枠】 (有担保2億円 無担保8,000万円)
保証期間	運転資金10年(据置1年) 設備資金15年(据置1年)
信用保証料	0.45%~1.90%

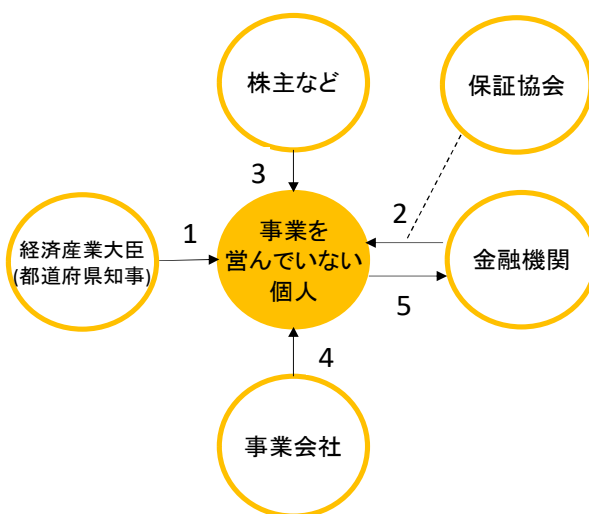


1. 事業会社が経営承継円滑化法の認定を取得
2. 保証付融資の実行
3. 代表者個人が株式などを買い取り
4. 配当、役員報酬、賃借料
5. 返済

●特定経営承継準備関連保証（EBOに活用）

・都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人が後継者確保等が困難で事業継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行う際に利用できます。

融資対象者	事業を営んでいない個人
資金使途	・株式等の取得資金 ・事業用資産等の取得資金
保証金額	2億8,000万円【一般枠】 (有担保2億円 無担保8,000万円)
保証期間	運転資金10年(据置1年) 設備資金15年(据置1年)
信用保証料	1. 15%

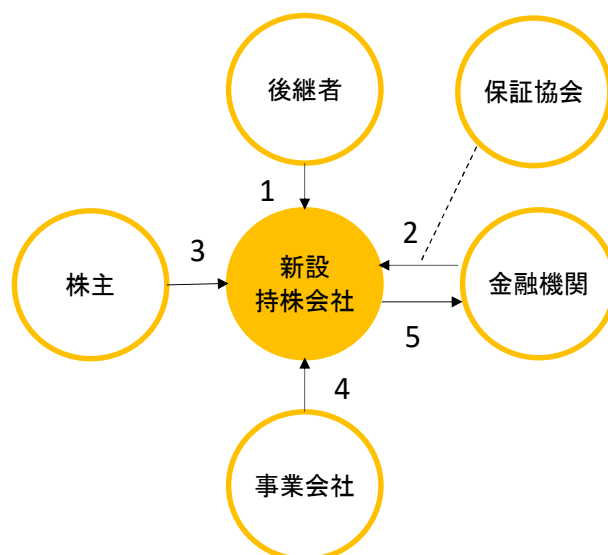


1. 後継者個人が経営承継円滑化法の認定を取得
2. 保証付融資の実行
3. 後継者個人が株式などを買取り
4. 配当、賃借料
5. 返済

●事業承継サポート保証

・持株会社が事業会社の株式を集約化するための資金供給を支援します。

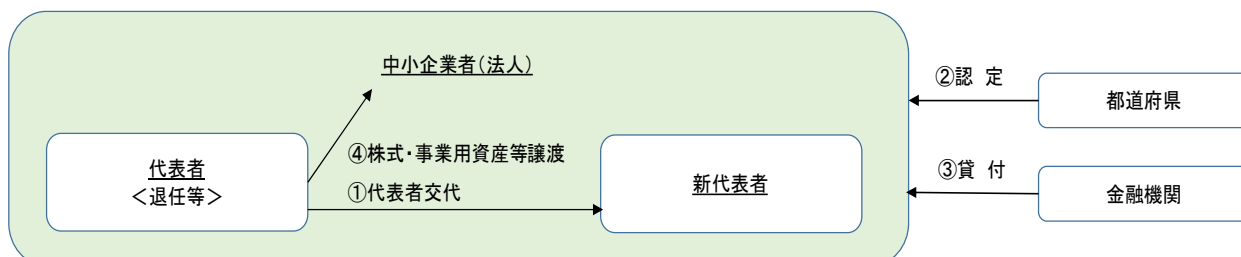
融資対象者	持株会社
資金使途	・事業承継計画の実地に必要な資金 (持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用に限る)
保証金額	2億8,000万円【一般枠】 (有担保2億円 無担保8,000万円)
保証期間	15年(据置2年)
信用保証料	1. 15%



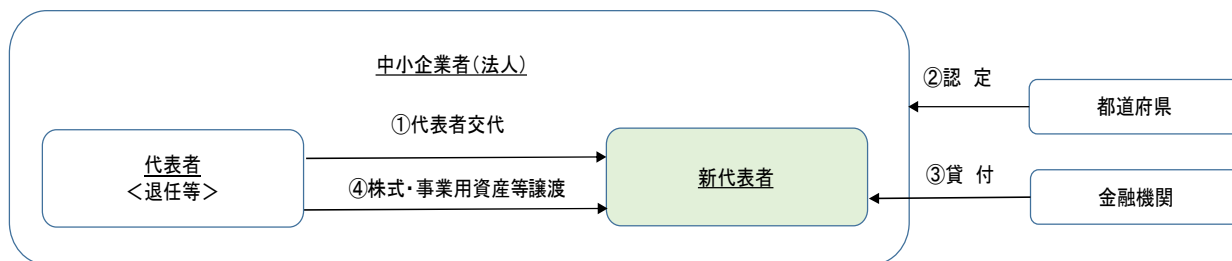
1. 後継者が持株会社を設立
* 後継者＝代表者、議決権2/3以上
2. 保証付融資の実行
3. 持株会社が株式を買取り
4. 配当
5. 返済

事業承継保証制度の事例(※あくまでも一例ですので、詳細はお問い合わせください。)

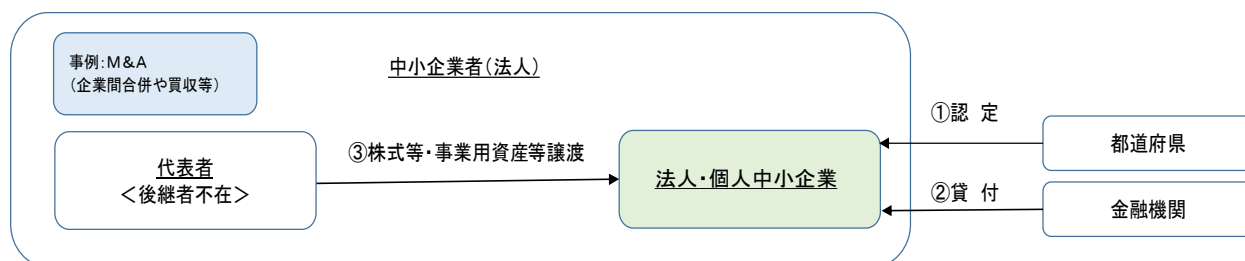
①中小企業者(法人)の代表者の退任等に伴い、当該中小企業者(法人)が自社の株式・事業用資産等を取得する場合 → **【経営承継関連保証】**



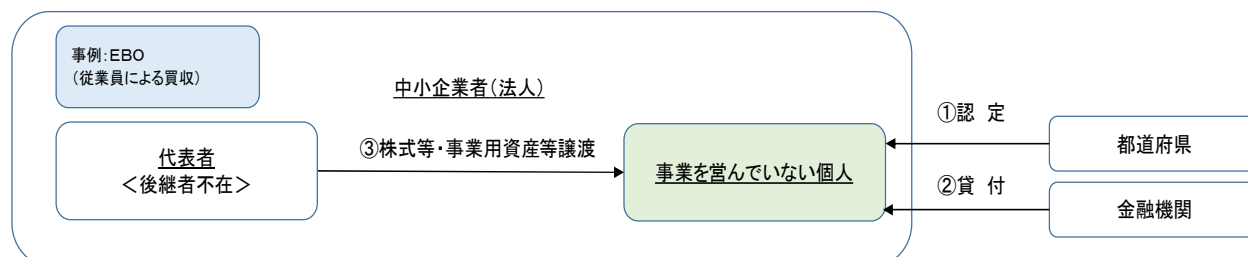
②中小企業者(法人)代表者の退任等に伴い、当該中小企業者(法人)の新代表者が当該中小企業者以外の者から株式・事業用資産等を取得する場合 → **【特定経営承継関連保証】**



③他の中小企業者(法人)の後継者不在等の理由により、中小企業者(法人)が経営承継を行うため、株式等・事業用資産等を取得する場合 → **【経営承継準備関連保証】**

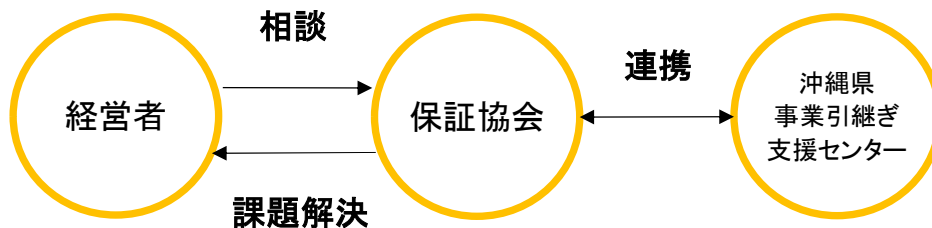


④他の中小企業者(法人)の後継者不在等の理由により、事業を営んでいない個人が経営承継を行うため、株式等・事業用資産等を取得する場合 → **【特定経営承継準備関連保証】**



～事業承継について相談したい！～
事業引継ぎ支援センターとの連携

沖縄県信用保証協会では、事業承継をサポートするために沖縄県事業引継ぎ支援センターと業務連携しています。事業承継に係る専門家の派遣から、事業承継計画の策定支援、計画実行のための資金調達のご相談など、金融と経営の一体的な支援により、中小企業の皆さまの事業承継をサポートします。



お問い合わせ先

●沖縄県信用保証協会

<https://www.okinawa-cgc.or.jp>

住所：沖縄県那覇市前島3-1-20

○業務部

●保証第一課・保証第二課

TEL:098-863-5300

○経営支援部

●経営支援課

TEL:098-863-5310

●創業支援課

TEL:098-863-5303

●沖縄県事業引継ぎ支援センター

住所：沖縄県那覇市久米2-2-10 那覇商工会議所 1階

TEL:098-941-1690

<https://www.oki-hikitsugi.jp>